

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
研究活動における不正防止計画

平成29年4月1日制定
令和3年9月29日改定

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所競争的研究費取扱要綱（以下「競争的研究費取扱要綱」という。）第8条に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所研究活動における不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり定める。

1 目的

不正防止計画は、法人における公的研究費の適正管理を確保し、不正使用を防止することを目的とする。

2 責任体制の明確化

公的研究費の適正な管理における責任体制は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究費取扱規程（平成29年規程第67号。以下「公的研究費取扱規程」という。）第4条に定めるところによる。

3 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）不正防止に関する規則の適正な運営・管理

公的研究費取扱規程や競争的研究費取扱要綱の適正な運営・管理を推進し、職員に対するコンプライアンス研修、研究倫理教育等の研修を実施する。

（2）公的研究費に関するルールの周知徹底

科学研究費助成事業説明会、競争的研究費に関する説明会等を実施し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。

（3）関係者の意識向上

競争的研究費の交付を受ける職員、競争的研究費による研究に携わる職員等に対し、公的研究費に関する規程等の遵守や研究活動における不正行為を行わないことを誓約する誓約書の提出を求め、不正防止の意識向上を図る。また、取引事業者に対し、取引実績に応じて誓約書の提出を求め、不正防止の意識向上と適正な取引の実施を図る。

4 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画推進部署は、内部監査・外部監査の結果に基づき、不正を発生させる要因について再発防止策を検討し、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

5 研究費の適正な運営・管理活動

研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

6 情報の伝達を確保する体制の整備

不正防止計画及び不正行為を防止する規程類をホームページ等で公表し、不正防止の取組みに関する積極的な情報発信を行う。

7 モニタリングの充実

内部監査部署は、内部監査を年1回以上実施する。内部監査では、書類上の監査を行う通常監査や、書類上にとどまらない実際の資金の使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認等を含めた調査及び視察等による査察を行う特別監査の他、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプル抽出したリスクアプローチ監査を実施する。改善を要する事案については、内部監査結果の通知を受けた不正防止計画推進部署が、指摘事項や改善事項に対する対応策や改善措置を検討する。

8 不正防止計画の点検・評価

不正使用等が発生させる要因の把握に努め、不正防止計画の点検・評価を行う。

附 則

(施行期日)

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この計画は、令和3年9月29日から施行する。